

諮問日：平成30年6月13日（平成30年度（最情）諮問第16号）

答申日：平成30年11月16日（平成30年度（最情）答申第48号）

件名：裁判所庁舎設計基準等の一部開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「裁判所庁舎設計基準（最新版）」及び「裁判所庁舎設計標準図（最新版）」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「裁判所庁舎設計基準」及び「裁判所庁舎設計標準図」（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年4月27日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書のうち原判断において不開示とされた記載部分（以下「本件不開示部分」という。）が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条4号及び6号に規定する不開示情報に相当するか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象文書は、全国の裁判所庁舎を設計する際の、庁舎の各室や設備などの各種基準等が記載された文書であるが、裁判所庁舎においてはセキュリティの確保が要請される場所があるところ、本件不開示部分には、室名や当該室の仕様等が記載されており、本件不開示部分が開示された場合、犯罪の予防や公

共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるか、又は庁舎管理上の問題や警備上の問題等が生じるおそれがあることから、これらの情報は、法5条4号及び6号に規定する不開示情報に相当する。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年6月13日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年8月24日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年10月19日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件対象文書は、全国の裁判所庁舎を設計する際の庁舎の各室や設備などの各種基準等が記載された文書であり、本件不開示部分には、室名や当該室の仕様等が記載されていることが認められる。このような記載内容に照らして検討すれば、裁判所庁舎においてはセキュリティの確保が要請される場所が広く存在し、本件不開示部分が開示された場合には、庁舎管理上の問題や警備上の問題が生じるおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分は、法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分は法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委 員 門 口 正 人